

ご契約年齢
20歳～75歳

おまかせ ください。

生存給付金付終身保険(引受基準緩和型)

現在加療中の方や
病歴のある方でも、
所定の範囲内であれば
ご加入になれます。

医師による診査なしに
簡易な告知のみで
ご加入になれます。

死亡保障が一生涯
続きます。

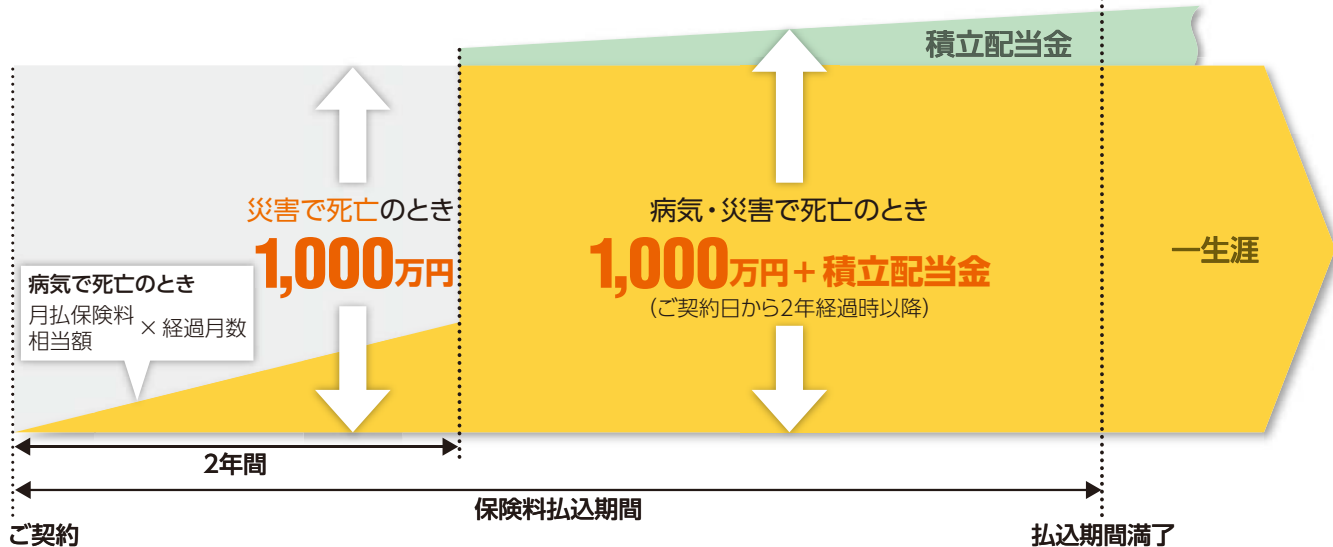
例えば… **糖尿病でインシュリン治療中である** という方でも
ガンや高血圧症で入院したことがある

最近1年間入院していない、今後入院・手術の予定がない場合には
ご加入になれます！

上記は、あくまでもお引き受けの目安の一例です。入院歴や入院・手術の予定がない場合でも、所定の要介護状態に該当する場合等、ご契約をお引き受けできないことがあります。

ご契約例 基本保険金額……1,000万円 保険期間………終身
保険料払込期間…80歳払済 保険料払込方法…座振替扱月払

生存給付金*
100万円
80歳時



*80歳となる契約応当日に生存している場合、生存給付金(基本保険金額の10%)をお支払いします。

〔月払保険料〕

契約年齢	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男性	18,270円	22,830円	30,070円	42,080円	64,540円	116,990円
女性	15,720円	19,620円	25,320円	34,470円	52,440円	100,720円

主契約について

名称	支払事由	給付の種類	保障内容
主契約 [生存給付金付終身保険 (引受基準緩和型)]	契約日からその日を含めて2年以内に死亡のとき	死亡保険金	月払保険料相当額 × 経過月数
	契約日からその日を含めて2年経過時以降に死亡のとき	死亡保険金	基本保険金額
	不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき	災害死亡保険金	基本保険金額
	80歳となる年単位の契約応当日に生存しているとき	生存給付金	基本保険金額の10%

- 災害死亡保険金は、事故の日からその日を含めて180日以内に支払事由に該当した場合が、お支払いの対象となります。
- 災害死亡保険金のお支払いの原因となる傷害や感染症が責任開始時前に生じていた場合には、災害死亡保険金をお支払いできないことがあります。

リビング・ニーズ特約について

- 被保険者の余命が6か月以内と判断されたとき、死亡保険金の全部または一部をこの特約の保険金としてお支払いします。ご請求額は、この特約による保険金の支払事由発生日における死亡保険金額の範囲内、かつ所定の金額以内で指定していただけます。なお、ご請求額が死亡保険金額と同額の場合、ご契約は消滅します。
- この特約によるお支払い額は、ご請求額から、支払事由発生日からその日を含めて6か月間のご請求額に対する利息および保険料相当額を差し引いた金額となります。
- ご契約日から2年間は、この特約による保険金の請求はできません。

指定代理請求特約について

- 主契約の被保険者が受取人となる保険金等について、主契約の被保険者に自らご請求できない所定の事情が生じた場合、あらかじめ指定された指定代理請求人は、その事情を示す書類およびその他の必要書類をご提出いただき当社の承諾を得たうえで、主契約の被保険者の代理人として保険金等をご請求いただくことができます。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその保険金等をご請求されてもお支払いできません。
- ご契約者が法人で保険金等の受取人となる場合は、代理請求を行うことはできません。また、ご契約後、ご契約者の変更等により保険金等の受取人が法人へ変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとしてお取り扱いします。

保険料の自動貸付について

- この保険では、保険料の自動貸付をお取り扱いします。猶予期間中に保険料が払い込まれない場合、解約返戻金額の範囲内で、保険料払込猶予期間の満了日に自動的に保険料を貸し付けます。貸付金の利息は所定の利率により複利で計算します。なお、解約返戻金額が貸付金の元利合計額に不足する場合、ご契約は失効します。
- 保険料の自動貸付を希望されない場合には、前もってお申し出が必要となります。

解約返戻金について

- この保険の解約時には解約返戻金がありますが、その金額は経過年数等により異なり、払込保険料累計額を下回る場合があります。

契約者配当金について

- 契約者配当金は、毎年の決算をもとに、ご契約後3年目からご契約内容に応じてお支払いします。なお、当社の決算実績によっては、お支払いできない場合があります。
- 契約者配当金は所定の利率で積み立てておき、ご契約者からご請求があったとき、またはご契約が消滅したときにお支払いします。なお、所定の利率は経済情勢により変動します。
- 長期間継続されたご契約に対しては、上記のほか、特別配当をお支払いする場合があります。

年齢の計算について

- 被保険者のご契約時の年齢を契約年齢といいます。契約年齢は、ご契約時の満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- ご契約後の被保険者の保険契約上の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳ずつ加算します。

ご注意

- この保険は、現在加療中の方や病歴のある方でも、所定の範囲内であれば、簡易な告知のみで医師の診査なしにご契約いただけるように設計された保険です。このため、当社が取り扱っている他の保険に比べて保険料は割増しされています。なお、医師の診査を受けることなどにより、当保険よりも保険料が割安な他の保険にお申し込みいただける場合があります。
- この保険には、高度障害保険金はありません。
- この保険には、保険料払込免除のお取り扱いはありません。

★保険種類をお選びいただく際には、「三井生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「三井生命の保険種類のご案内」に記載されている終身保険です。
「三井生命の保険種類のご案内」は当社の担当者またはお客様サービスセンターにご請求ください。

★「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

「契約概要」はご契約の内容等について特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申し込みにあたって特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずご確認ください。また、「ご契約のしおりー約款」は、ご契約に伴う大切なことから、必要な保険の知識等を記載していますので、必ずご一読のうえ大切に保存してください。

「ご契約のしおりー約款」記載内容例

- 健康状態・職業などの告知義務について
- 保障の責任開始時について
- クーリング・オフ制度(ご契約申し込みの撤回等)について
- 生命保険契約者保護機構について
- 保険金などをお支払いできない場合について
- 解約と解約返戻金について
- 契約者配当金のお支払いについて 等

生命保険 募集人 について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

●あなたのBESTパートナー

三井生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1
☎ 0120-318-766 (お客様サービスセンター)

URL : <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>